

長久手市成人健診事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の疾病の予防及び健康の保持増進に寄与することを目的として、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2の規定に基づいて長久手市（以下「市」という。）が健康増進事業として実施する検診及び健康診査及び市が実施するその他の検診及び健康診査（以下「健診」という。）を適切に実施するために必要な事項を定める。

(健診の種類)

第2条 市が実施する健診の種類及び内容は、別表第1のとおりとする。

(健診の対象者)

第3条 健診の対象者は、本市に住所を有する者のうち、職域等で当該健診を受診する機会のない者とし、対象年齢等は、別表第1のとおりとする。

- 2 前項の対象年齢の基準日は、各年度3月末日時点の年齢とする。
- 3 第1項の規定に関わらず、当該健診による対象疾病で受療中又は経過観察中の者は、原則として対象としないものとする。

(受診回数)

第4条 健診を受診することができる回数は、健診の種類ごとに、同一年度において1回とする。

- 2 前項の規定に関わらず、子宮頸がん検診及び乳がん検診は、原則2年度に1回とし、西暦偶数年度においては西暦偶数年生まれ、西暦奇数年度においては西暦奇数年生まれの者を対象とする。ただし、対象者のうち前年度に受診できなかった者は、受診できるものとする。
- 3 第1項の規定に関わらず、胃がん検診（内視鏡検査）は、2年度に1回とし、西暦偶数年度においては西暦偶数年生まれ、西暦奇数年度においては西暦奇数年生まれの者を対象とする。なお、胃がん検診（内視鏡検査）を受診した翌年度は、胃がん検診（内視鏡検査）及び

胃がん検診（X線検査）を受診することはできないものとする。

（健診の実施方法）

第5条 健診は、集団健診方式又は個別健診方式により行うものとする。

2 市は、健診実施機関と十分に連携を図り健診を実施する。

（対象者への周知）

第6条 市長は、第3条第1項に規定する対象者に対して、市広報誌及び市ホームページ等により周知し、必要に応じて個別に通知する。

（受診方法）

第7条 健診の受診を希望する者は、前条の規定により市が交付する健診受診券を提示して、健診を受診するものとする。

（自己負担金）

第8条 健診を受診する者は、当該健診に要する費用の一部（以下「自己負担金」という。）を支払わなければならない。

2 前項の規定により受診者が支払う自己負担金の額は、別表第2のとおりとし、健診実施機関に支払うものとする。

3 前項の規定に関わらず、集団健診において健診実施機関が自己負担金の徴収業務ができない場合は、出納員が徴収する。

4 第1項の規定に関わらず、次の各号に掲げるものの費用は無料とする。

(1) 特定健康診査非対象者に対する一般健康診査

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の2第3項に規定する定期的健康診断である結核健診

(3) 「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」対象者に市が「がん検診無料クーポン券」を発行したがん検診。なお、この場合、第4条第2項の規定に関わらず、前年度の受診状況によらず受診できるものとする。

（自己負担金の免除）

第9条 市長は、健診を受ける者が次の各号のいずれかに該当すると

認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、自己負担金を免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する者
- (2) 市町村民税非課税世帯に属する者（当該年度分市民税の課税状況による。ただし、健診受診時までに当該年度の市民税の課税状況が判明しない場合は、前年度の課税状況による。なお、被扶養者は非課税とみなす。）
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条第2号の規定により認定を受けた者。ただし、前立腺がん検診及び歯周病検診では免除の対象としない。
- (4) その他市長が必要と認めた者
（免除手続）

第10条 前条第1号に該当する者は、健診受診の際に生活保護受給証明書を提示することで、自己負担金の免除を受けることができる。

2 前条第2号又は第4号に該当する者は、当該健診を受診する10日前までに健診自己負担金免除申請書（別記様式）を市長に提出し、免除の承認を受けなければならない。ただし、事前に申請できなかったことにやむを得ない事情があると認められるときは、事後の申請により自己負担金の返還を受けることができる。

3 前条第3号に該当する者は、証明となるものを受診時に提示することにより、自己負担金の免除を受けることができる。

（健診結果の通知及び事後指導）

第11条 健診実施機関は、健診結果について精密検査等の必要性の有無を付し、速やかに受診者に通知する。

2 健診実施機関は、精密検査又は医療が必要な受診者に対し、適切な保健指導を行うものとする。ただし、集団健診方式の場合は、市が必要な保健指導を行う。

3 健診実施機関は、精密検査を実施又は精密検査結果を把握したときは、その結果を市に報告しなければならない。

(記録の整備等)

第12条 市は、健診の記録を整備、保存するとともに、各健診の精度管理を行うため、精密検査の受診状況、結果について必要に応じて追跡調査を行う。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 長久手市健康増進法に基づく検診等費用徴収要綱は、廃止する。

別表第 1 (第 2 条、第 3 条関係)

健診の種類	対象者
肺がん検診 結核健診	40 歳以上
胃がん検診	40 歳以上
	50 歳以上
大腸がん検診	40 歳以上
子宮頸がん検診	20 歳以上女性
乳がん検診	40 歳以上女性
前立腺がん検診	50 歳以上男性
肝炎ウイルス検診	40 歳以上で過去に肝炎ウイルス検査を受けたことのない者
一般健康診査	40 歳以上かつ特定健康診査等の対象とならない者
歯周病検診	20 歳、25 歳、30 歳、35 歳、40 歳、45 歳、50 歳、55 歳、60 歳、65 歳、70 歳、76 歳、80 歳
39 歳以下健診	16 歳以上 39 歳以下

別表第 2 (第 8 条関係)

健診の種類	実施方法	自己負担金	
			健診受診年度末における年齢が 70 歳以上の者
肺がん検診	集団	400 円	0 円
	個別	1,000 円	0 円
胃がん検診	集団	1,200 円	0 円
	個別	3,500 円	0 円
大腸がん検診	集団	400 円	0 円
	個別	600 円	0 円
子宮頸がん検診	集団	1,800 円	0 円
	個別	2,000 円	0 円
乳がん検診	集団	1,800 円	0 円
	個別	2,000 円	0 円
前立腺がん検診	集団	500 円	500 円
	個別	1,000 円	1,000 円
肝炎ウイルス検診	集団	600 円	0 円
	個別	1,000 円	円
歯周病検診	個別	1,000 円	1,000 円
39 歳以下健診	集団	1,500 円	—

(備考) この表に記載のない健診は、自己負担金を無料とする。

別記様式（第10条関係）

健診自己負担金免除申請書

申請日 年 月 日

長久手市長あて

長久手市成人健診事業実施要綱第10条の規定により、次のとおり自己負担金の免除を受けたいので申請します。

なお、申請事由にかかる要件（課税状況及び同一世帯員等）の調査については、成人健診事業担当課職員に委任します。

申請者氏名		電話 番号	
住所	〒 長久手市		
生年月日	年	月	日
受診予定の 健診			
受診予定日	年	月	日
申請事由			
同一世帯員の 氏名	氏名_____	氏名_____	
	氏名_____	氏名_____	

宛名番号

本人確認ができる身分証明書の確認